平成28年度第1回がん教育協議会　議事録

日　時：平成28年７月５日（火）14時30分～17時30分

場　所：神奈川県立がんセンター　管理研究棟５階　大会議室

出席委員：

中川恵一（東京大学医学部附属病院放射線科准教授）

片山佳代子（神奈川県立がんセンター臨床研究所主任研究員）

緒方真子（神奈川県立がんセンター患者会「コスモス」世話人代表）

笹生正人（公益社団法人神奈川県医師会　理事）

髙橋祥子（神奈川県学校保健連合会養護教諭部会部会長）

秋山　昌弘（県民局次世代育成部私学振興課長）

　※代理：齊藤朋子（同課　教育指導主任）

宮村　進一（教育委員会教育局支援部子ども教育支援課長）

　※代理：戸田博之（同課　副課長）

佐々木　つぐ巳（神奈川県保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課長）

袴田雅代（教育委員会教育局指導部保健体育課長）

主な質疑

１　報告事項

（１）文部科学省のがん教育の取組について

委　員：今年度のモデル授業について、川崎市が入っていないが、どういうことか。

事務局：川崎市でも学校長会議等で趣旨等を説明したが、応募がなかったと聞いている。

委　員：川崎は関心は高いと聞いているが。

委　員：昨年度の場合は、すぐ反応があって難しいという回答だった。今年は一度出したので大丈夫ではと思っていたが、各学校の校長の判断で学校の中でやることがまだ難しいということのようである。必要性はよくわかっていただいているが、現場の中で授業として展開するためには、学習指導要領にまだ位置づけられていないので、そこまで強くは言えないという状況。引き続き調整はしていく。

委　員：学習指導要領は33年・34年ということになりそうか。

事務局：国の調査官の話ではそのくらいではないかということだった。

委　員：小学校は30年度、ほかは年次が遅れている。小学校は保健という授業がないので、「命の授業」というような扱い。

事務局：中学は32か33年、高校は学年進行で入ってくるので、一度に全学年が変わるのではない。たぶん、もう少しかかるのではないか。

委　員：学習指導要領の改訂は、昨年度の秋ぐらいから始まっている。高校については再来年には分かるのではないか。

委　員：川崎以外の横浜市や相模原市は県と一緒に進めていくということでよいか。

事務局：全県一緒でということである。

委　員：今年度の予算はいくらくらいか。

事務局：76万円を少し欠けるくらいである。

（２）神奈川県がん教育の取組経過について

委　員：モデル授業を実施したのは、保健体育の先生か。

事務局：保健体育の先生が保健の授業として行ったものもあれば、養護教諭と保健体育の先生がTTで特別活動として学年全体で行ったものもある。

委　員：作成したDVDの映像資料に30秒と８分というのがあるが違いは何か。

事務局：授業の中で「がん」を伝えるためのポイントだけに絞ったバージョンともう少し加えたバージョンである。使い分けていただこうと思って作成した。

委　員：県としては、外部講師の活用について、こういったもので補うということは考えているのか。

事務局：現状の中では、授業の中で使ってもらおうということで作っている。

委　員：外部講師を招くということは、少なくとも交通費はかかると思う。その点については国と話しているか。

事務局：そこまでは話していない。ほかの教育についても講師によって謝金が必要な場合、交通費がかかる場合、無償でやっていただける場合等色々なケースがあるので、同じ方向にというのは難しい。

２　協議事項

（１）平成28年度神奈川県がん教育の取組について

事務局：モデル授業の指導案等の資料はＨＰに掲載する等して、一括でダウンロードできるようにしたいと考えている。

委　員：著作権や使用権については、どうなっているのか。

事務局：ＤＶＤとして作成することについてはそれぞれの講師から了解を得ているが、ＨＰに載せることについてはこれから承認をいただく予定。

委　員：学校に配られたＤＶＤは1枚なので、使いやすいように工夫していただきたい。

委　員：私学については、がん教育どころではないという状況か。

事務局：そういうことではないが、あまり情報がない状況。

委　員：昨年度実施した学校が再び応募してきているのは、やってよかったということなのか。

事務局：そうだと思う。実施した学校の先生が地区の中学体育連盟でがん教育について今後やっていかなければならないと説明し、今年度は地区として取り組むということになり、地区で考えた内容を昨年度の実施校でやると聞いている。また、地区の中学体育連盟でがん教育の授業について発表し、今年度も実施する学校もある。

委　員：がん教育が意識の変容につながるのではないかと思う。

（２）がん教育教材について

委　員：肺がんと肺腺がんは違うのか。

委　員：肺腺がんは肺がんの一種である。

委　員：私立学校に対してこんな授業をということは言えないのか。

委　員：私立学校に対してこうした授業を行ってくださいというのは立場上難しい。法令違反というのであれば指導できるが。

委　員：文部科学省の資料は、どの校種を対象とするのかとか、特別活動と保健体育との使い分けができていない。文部科学省もパワーポイントの資料を作ろうとしていて、業者選定をしている状況。対がん協会が文部科学省のＨＰからダウンロードできるように補完資料を新たにろうとしているが、著作権の関係があるので、文部科学省と一緒に作ろうとしている。

委　員：神奈川版はよくできている。

資料

資料１　神奈川県がん教育協議会設置要綱

資料２　がんの教育総合支援事業委託要項

資料３　学校におけるがん教育の在り方について報告

資料４　平成26年度、27年度　がんの教育総合支援事業　事業報告書

資料５　神奈川県におけるがん教育の取組について（平成28年度）

平成28年度　がん教育支援事業　年間計画

資料６　平成28年度　神奈川県がん教育指導者研修講座開催要項

資料７　平成28年度　神奈川県がん教育研究授業実施校募集要項

　　　　平成28年度　神奈川県がん教育研究授業実施校について

○神奈川県作成　がん教育教材

資料８　「がんを知ろう指導用補助教材」（平成28年7月改訂）

○文部科学省作成がん教育教材

資料９　「がん教育推進のための教材」（平成28年４月）

資料10　「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」（平成28年４月）